

小規模保育事業 A 型木の実保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

設置者	社会福祉法人わらしべ会
所在地	埼玉県熊谷市弁財203番地
電話番号	048-588-7970

2 利用施設

施設の種類	小規模保育事業A型	
施設の名称	木の実保育園	
施設の所在地	東松山市大字古凍489番地	
連絡先	TEL 0493-81-3551	
管理者	園長 鈴木純子	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の児童	
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童	8人
	満1歳未満の児童	3人
開設年月日	平成30年 4月 1日	
建物の構造	木造平屋建て	
事業所番号	1121252000032	

3 サービスの目的・運営方針

小規模保育事業 A 型木の実保育園(以下 当園 という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする満3歳未満の児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1) 当園は保育の提供に当たっては、入園する満3歳未満の児童(以下 園児 という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにもっともふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者や地域に住む子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

設備等	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	9.94 m ²	
1歳児	1室	18.22 m ²	
2歳児	1室	18.22 m ²	
事務室	1室	16.56 m ²	
調理設備	1室	15.73 m ²	
トイレ	1室	2.48 m ²	

5 職員の配置状況

職種	員数	常勤者	非常勤	備考
園長	1人	1人		
保育士	6人	4人	2人	
調理員	1人	1人		
その他	1人		1人	

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 7時30分～18時30分
保育士	
栄養士	
調理員	

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	月曜日～土曜日	
開園時間	月～金曜	7時00分～19時00分
	土曜	7時30分～18時30分
保育提供時間 *保育標準時間認定	7時30分～18時30分	
延長保育時間	(月)～(金) 7時00分～7時30分 18時30分～19時00分	
保育提供時間 *保育短時間認定	8時30分～16時30分	
延長保育時間	(月)～(金) 7時00分～8時30分 16時30分～19時00分 (土) 7時30分～8時30分 16時30分～18時30分	
休園日	日曜日及び国民の祝日並びに国民の休日 12月29日から1月3日	

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、原則「**就業時間＋通勤時間**」とします。保護者が就労していて保育に欠ける方のみお受けいたします。

保育提供時間（標準時間または短時間）の範囲外においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育を提供いたします。時間外保育が必要な時は、速やかにご連絡ください。

（別途料金が発生いたします。

15分100円 または 月額15分2,000円）

土曜日保育については、利用児童数の状況を踏まえ、同一法人の運営する桑の木保育園と合同で実施する場合があります。

7 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定地域型保育
- (2) 延長保育
- (3) 自園調理による食事の提供

8 利用料金

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定証の発行を行った市長村が定める利用者負担額(月額)を、園児の保育を実施する月の末日までに(契約期間の初めの月は契約期間の初めの日まで)に、当園へお支払いいただきます。

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

- 1 (1)に掲げる保育料のほか、下記の費用を負担していただきます。

連絡帳代 500円 (全園児)

- 2 延長保育料

保育提供時間(標準時間または短時間)の範囲外においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育を提供いたします。

15分 100円 / 月額15分 2,000円

- 3 日本スポーツ振興センター(災害共済掛金)

年 210円

- 4 園外保育

数百円程度(実費徴収)

- 5 支払い方法 (実費徴収・延長保育料等)

集金袋で徴収します。

9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が、満3歳になったとき(ただし、3歳となった年度の3月31日までは保育を提供する。)

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10 当園利用に際しての留意事項について

(1) 欠席等の連絡

欠席する場合、または登園の時間が遅れる場合は、

午前8時00分までにご連絡ください。(☎0493-81-3551)

(2) お迎えに関する連絡

お迎えが遅れる場合やお迎えの方が代わる場合、必ずご連絡ください。

(3) 毎朝の検温体調の確認

子どもの体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。熱が37.5℃以上ある場合、当園を控えてください。登園前にご家庭での①機嫌の良し悪し②食欲の有無③発熱の有無④排便の状態など、いつもの子どもの様子と異なっていないか確認してください。

(4) 感染症について

集団生活では感染性の病気が発生しますと、すぐ園全体に広がってしまいます。

感染性の病気が発症した場合は、その都度掲示板に記載し連絡します。

伝染性の病気の疑いのある場合は、自己判断せず、必ず病院に行き、病院の医師の指示のもと登園をお願いします。

登園許可証が必要な感染症や、伝染性の高い病気にかかった場合は、完治した旨の医師の証明書(意見書)が登園の際に必要となります。

(5) 体調の変化によるお迎えのお願い

- ・熱が37.5℃以上になった場合
- ・嘔吐、下痢などが頻繁に出る場合
- ・体調のくずれがひどい場合
- ・ぐったりしているなど、普段と大きく様子が異なる場合
- ・感染症の疑いがある場合は受診をお願いします。

(6) 予防接種について

保育園は、集団生活のため予防接種をあらかじめ計画的におこなってください。

なお、各種予防接種は保護者の責任で受けていただき、園に報告してください。

(7)薬の取り扱いについて

原則として、園での服薬はできません。

病院の診察を受けるときに、子どもが現在の保育園に通園していること、保育園では原則として服薬はできないので、朝晩のくすりに切り替えられるか、聞いてみてください。やむを得ず薬をお預かりする場合には、医師による「お願い兼指示書」と「保護者記載連絡票」が必要となります。使用する薬は、1回ずつに分けて当日分のみ持参して、保育士に手渡ししてください。袋や容器に子どもの名前を記入して下さい。投薬がある場合は、必ず登園時に直接「担任または施設長」にお知らせください。

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ほしこどもおとなクリニック
医 院 長 名	星礼一
所 在 地	東松山市上野本1226-1
電 話 番 号	0493-24-0753

(2) 歯科

医療機関の名称	山田歯科
医 院 長 名	山田太郎
所 在 地	東松山市柏崎694-3
電 話 番 号	0493-21-6556

1 2 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

窓口担当者	園長 鈴木 純子 (当園開園日・開所時間)
電話番号	0493-81-3551
解決責任者	理事長 高橋 京子
電話番号	048-588-7970

必要な場合には、第三者委員を設けます。

第三者委員	(監事) 浦野智明 03-5206-5087
	(評議員) 石井信一 048-588-1372

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・煙、熱探知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ探知機 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月実施します。

1.4 賠償責任保険の加入について

(1) 保険会社 ・東京海上日動火災保険株式会社	
保険の種類	賠償責任保険・傷害保険
施設賠償	対人 1名 1事故10億円 対物 1事故1,000万円
生産物賠償	対人 1名 1事故・期間中10億円 対物 1事故・期間中1,000万円
死亡・後遺障害	230万円
入院日額	3,000円
通院日額	2,000円
	+O-157等特定感染症+地震等天災危険補償コース
(2) 保険会社 ・日本スポーツ振興センター	
保険の種類	災害共済給付
負傷・疾病	医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10。(高額医療費の対象となる場合は自己負担額に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額)
障害見舞金	その程度により第1級(4,000万円)から第14級(88万円)支給。
死亡見舞金	3,000万円(運動等の行為と関係なしに発症した突然死、突然死に準ずる場合及び通学(園)中は、半額(1,500万円)となる)。

1 5 個人情報の保護に関すること

入所児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。

- (1) 卒園後の円滑な移行・接続が図られるよう、入園する予定の保育所、幼稚園等との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 7 連携施設

〒355-0077 東松山市上唐子 1016-3 社会福祉法人わらしべ会桑の木保育園